全事業者数に占める免税事業者数の割合

いますが、

一人親方の場合も

じめ10%を加算した請求書に

つまり、日当の額にあらか

しなければならず、事実上の

業界によって多少事情は違

象)。

平成30年分国税庁統計年報より推計)

個人

法人

課税事業者合計

免税事業者合計

引いた件数

が消費税10%を記載すると50 万円以下の罰金) になります

(課税登録事業者以外の者

(類似的な記載方法も罰則対

った一人親方の場合はもっと

や、請求書を発行してこなか 難な課題となります。

いわん

全事業者の状況(単位:人、社)

課税

免税

課税

免税

すると、免税事業者は請求書

インボイス制度がスタート

に消費税10%と記載すると犯

り親会社との折衝は極めて困 単価引き上げということにな 1,117,426

3,368,890

1,871,573

2,989,999

4,244,809

年収500万円の場合

新たに18万円

事業者の免税事業者件数は、事業所得の確定申告件数から消費税の事業者件数を差し

875,919

割合(%) 24.9

75.1

68.1

31.9

41.3

58.7

税理士 岡澤 利昭

そのような状況にもかかわらず、2023年からインボイス制度(適格請求書等保存方 り景気の回復は実感できず、「消費税の引き下げを」の世論は根強いものがあります。 税理士に寄稿していただきました。 響を与えることについて、練馬支部の学習会でも講演をした干葉税経新人会の岡澤利昭 式)の導入が予定されています。この制度が建設業の中で一人親方にきわめて深刻な影 2019年10月に消費税率が10%に引き上げられて1年半。その後のコロナ禍も加わ

関係ない」では通用し

00万円前後、 っています。都市周辺では6 すが、年収約345万円とな 収入が職能別に違いはありま よると、一人親方は平均的な 厚労省発表の産業別統計に 0万円前後とも言われていま すると約60万人となっていま 災保険特別加入状況から試算 す。従業者数は、厚労省の労

岡澤さん

地方では40 平成30年分の免税事業者総数は、参考資料の4,244,809件の他、個人の不動産所得者と労務報酬による雑所得者が加算されることとなり、約500万件をはるかに超える免税事業者数が推計できる ありますが、いずれの場合も 日当などをベースに毎月の売 いる常雇と、不定期な場合が しないケースも多くみられま 人親方自身が請求書を発行 額が計算されます。また、 働き方も雇用先が特定して

の場合は、毎月の給与から源 の必要はありません。 で、消費税も含めた確定申告 泉所得税を天引きされるだけ 会社に雇用されている労働者 はなく、一人親方の場合は、 円超)でなければ納税の義務 万円超(税込では1100万 い」問題でした。もちろん、 これまで「自分には関係がな 消費税は課税売上1000

500万人が あらたに

との件数は出ていませんが、 の事業者申告件数は約110 30年分の個人事業者の確定申 0万件にもなります。 業種ご は約5%となり、件数は34 万件で、免税事業者(課税売 ていますが、このうち消費税 **告件数は約450万件となっ** 国税庁が公開している平成 1000万円以下)の割合

考えられます。 者の割合は100%に近いと 人親方の消費税の免税事業

約8万件、国税庁の資料で把 約340万件のほか、法人が 得者や少額な事業報酬で申告 握できない小規模な不動産所 免税事業者は、個人事業者

れます。 500万件を超えると想定さ ない「適格請求書等保存方式 (インボイス制度)」がスタ 令和5年10月から、耳慣れ

している雑所得者を入れると

者)に支払った分しか引けな 後は、課税事業者(登録事業

になります。

額が増え経営を圧迫すること

年間の売上総額が約3000

のうちの8割程度(約240 億円といわれていますが、こ

億円)を高齢者に支払う報

消費税を納税しなければなら 免税事業者の皆さんが、自分 なくなる事態が予定されてい には関係がないと思っていた 上記の500万件にも及ぶ

仕入税額控除ができない 意先からの圧力が は、消費税 の10%の増

想定されます。

年

収100万円以

下の

ることになります。

が成り立たなくなるわけで

同センターが運営悪化を防

ることになり、これでは運営 の納税額が220億円増加す けなくなる、つまり、消費税 1×1%) 約220億円が引

強要されるなど大変な事態が

選択をし、課税事業者登録を

者も得意先からの圧力で課税

%)の適用 になったと 食料品の軽 計算が必要 税の記帳と 厳格な消費 など、より 減税率(8 税によって

導入し、事 イス制度を してインボ

くことができたのですが、今 入税額控除)」の差額を納税 費に含まれている消費税(仕 た消費税―支払った仕入や経 を計算する際「売上で預かっ 費に対応する消費税を差し引 しますが、これまでは、支払 具体的には、消費税の税額

ない)というのが一番大きな くなる(仕入税額控除ができ

にすると、親会社が一人親方

り、その分だけ消費税の納税 のこと)ができたわけですが をする際、これまでは全額仕 の皆さんに支払う外注費につ 事業者(登録事業者)に支払 いて、親会社の消費税の計算 った分しか控除できなくな インボイス制度導入後は課税 へ税額控除(消費税上の経費

国税庁

ようとしています。課税売上 消費税の申告と納税を強要し

1000万円以下の免税事業

10%の減収

注費を支払っている場合、こ

に税込合計5500万円の外

酬に充てています。

親会社が10人の一人親方 体的な数字で例示する

れまでは、外注先が免税事業

齢者は当然1000万円以下

支払いを受けるすべての高

の免税事業者ですから、シル

年10月以降、支払った報酬2

入制度がスタートする令和5

ー人材センターはインボイ

控除額(2400億円÷1・ 400億円に対する仕入税額

中小のハウスメーカーを例 0万円分の仕入税額控除50 の一人親方に支払った550 親会社の経営は一気に悪化す とになるわけです。これでは、 0万円は減額できなくなり、 制度が始まれば、免税事業者 その分だけ納税額が増えるこ れていましたが、インボイス 10%=500万円) が減額さ 円 (5500万円÷1・1× 者でも仕入税額控除500万

他産業で一番端的な例です

いとなっています。 シルバー人材センターは、

バー人材センターに登録され

ている高齢者の多くは、シル が、駅前の駐輪場などで働い

給与ではなく、消費税の対象 われています。彼らの収入は となる報酬(課税売上)の扱 実は消費税の対象にならない

費税の課税登録をさせ、働い と納税をお願いするしか道は 円~100万円の高齢者に消 ぐためには、わずか年収5万万 とも予測されます。 ている高齢者に消費税の申告

えませんが、背に腹は代えら 者への支払報酬から消費税相 業を営業している皆さんも同 れません。これらの事情は、 をお願いできなければ、高齢 ありません。課税事業者登録 一人親方以外の小規模な建設 |額の5~10万円減額するこ

収は50万円~1

万の皆さんの暮らしに影響を インボイス問題は、一人親

円の消費税の納税額となりま 10%× (1-0・6) 当8万 単価に消費税10%を加算でき 60%) 500万円·1·1× す。年収500万円の一人親 った消費税の申告と納税を押 要望を受け入れて課税事業者 ことになりますし、親会社の なければ、その分収入が減る 方が消費税の申告をすると (簡易課税、みなし仕入れ率 に登録すれば、今まで無縁だ 親会社の圧力に負けて日当 付けられることにもなりま 消費税は10%から引き下げ



単に10%減収するとは言

消費税率の引き下げを求める宣伝行動 置法)としています。 いたたきであり違法だし を定めたりすることは買 分のみを上乗せして対価 費にかかわる消費税負担 定めたり、仕入等の諸経 費税を上乗せせず対価を ることを理由として、消 いて、「免税事業者であ 転嫁 (10%の加算) につ (消費稅転嫁対策特別措 事業者に対する消費税の ですから、親会社も簡 政府は、これまで免税

させることがポイントです。 せんし、そのためにも、イン ボイス制度導入の口実となっ 度を廃止するしか道はありま 与えるだけでなく、親会社の た消費税率10%を5%に減税 す。解決策は、インボイス制 経営にとっても重大な問題で